

各保険のご相談・お問い合わせ先

国内からの場合 (通話料無料)

海外旅行傷害保険のご相談・お問い合わせ先
CERCAカード保険デスク

0120-392220

通話料無料がご利用いただけない場合は

03-3572-8667

国内旅行傷害保険のご相談・お問い合わせ先

0120-377234

受付時間:9:30~17:00 (土・日・祝日休)

お買物安心保険のご相談・お問い合わせ先

0120-377234

海外からの場合 24時間 年中無休 <コレクトコール受付>

海外旅行傷害保険のご相談・お問い合わせ先
CERCAカード保険デスク

(81)-3-3572-8667

* () は日本の国番号です。

お買物安心保険のご相談・お問い合わせ先

国名	電話番号	国名	電話番号
アメリカ本土	1-800-889-9427	シンガポール	800-8110-284
イギリス	0800-96-9257	スイス	0800-55-1965
イタリア	1678-77695	スペイン	9009781-92
オーストラリア	1-800-140-134	中国	10800-811-2287
オランダ	0800-022-5794	ハワイ	1-800-889-9427
カナダ	1-800-607-2044	フランス	0800-90-2026
グアム	1-888-473-0023	香港	800-96-6324
サイパン	811-0015	ドイツ	0130-81-8714

しんきん<セルカ>カード ご利用ガイド

SHINKIN CERCA CARD GUIDE BOOK

● 保険サービス ●

引受保険会社/ **共栄火災海上保険株式会社**

本社 東京都港区新橋1-18-6

このガイドブックには2024年8月現在のサービスを掲載しております。

NC040056 (24.08)
24-1182

1 旅行傷害保険のあらまし

対象会員：VISA・<セルカ>カード（以下総称して
<セルカ>カードという。）会員

「被保険者」とは、補償の対象となる<セルカ>カード
会員をいいます。

■海外旅行傷害保険の概要

補償項目	傷害		疾病
	死亡・後遺障害	治療費用	疾病治療費用
保険金額	本 会 員 2,000 万円 家族会員 2,000 万円	本 会 員 80 万円 家族会員 80 万円	本 会 員 80 万円 家族会員 80 万円
保険金をお支払いする場合	被保険者が責任期間中（※1）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に ①死亡したとき ②後遺障害が生じたとき	被保険者が責任期間中（※1）に急激かつ偶然な外来の事故の日からその内に医師の治療 間中（※1）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、の日を含めて180日以下を受けたとき	被保険者が責任期間中（※1）に次のいずれかに該当されたとき ①次のいずれかの病気により、旅行終了の48時間後までに医師の治療を開始したとき ア．海外旅行中に発病した病気 イ．海外旅行終了後48時間以内に発病した病気（その病気の原因が旅行中に発生したものに限ります。） ②海外旅行中に感染した感染症（※2）が原因で旅行が終了した日からその日を含めて30日後までに医師の治療を開始したとき
お支払いする保険金	・死亡の場合、死亡・後遺障害保険金額の全額（※3）を被保険者の法定相続人にお支払いします。 *すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った額を差し引いた額をお支払いします。 ・後遺障害の場合、後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の3%～100%（※3）を被保険者にお支払いします。 *会員資格期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	1回のケガ・病気のケガの場合は、ケガの場合は要した費用に限り、病気の場合は疾病診療所または病用できない場合 ②治療により必要 ③義手、義足の修理 ④入院のための通信費。ただ ⑤入院による旅するのための交とを予定して	につき、治療のために実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内になります。また、お支払いする保険金は、ケガの場合は治療費用保険金額、治療費用保険金額を限度とします。（※4）（※5） 院等に支払った診療関係・入院関係の費用（緊急移送費、病院が利や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。） 要となった通訳雇人費用、交通費 理費（ケガの場合のみ対象となります。） 必要となった身の回り品購入費（5万円限度）・国際電話料などし、合計で20万円を限度とします。 行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、または直接帰国通費および宿泊費（払戻しを受けた金額や被保険者が負担するこいた金額は差し引きします。）
保険金をお支払いできない主な場合	たとえば、 ①次のような原因により生じたケガ（死亡保険金、後遺障害 ・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 ②次のような原因により生じたケガ（死亡保険金、後遺障害 ・被保険者の自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイ ③次のような原因により生じた病気（疾病治療費用保険金） ・歯科疾病やケガに起因する疾病 ・妊娠、出産、早産、流産 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山を行っている ④むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であって （注）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等に ⑤旅行開始前に発生していたケガまたは旅行開始前に発病		

保険金、治療費用保険金）または病気（疾病治療費用保険金）

保険金、治療費用保険金）
気帯び運転・麻薬などを使用しての運転

置
ビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ

間に生じた高山病
も、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注）のないものより認められる異常所見をいいます。
していた病気（既往症） など

補償項目	賠償責任	携行 品損害	救援者費用
保険金をお支払いできない主な場合	たとえば、 ①次のような原因により生じた損害賠償責任 ・被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ・被保険者の職務（仕事）に直接起因する損害賠償責任 ・不動産、自動車、船舶、航空機等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・受託品に関して生じた損害賠償責任（保険金をお支払いする場合に記載しているものを除きます。） ③汚染物質（固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物等を含みます。）の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は保険金をお支払いします。 など	たとえば、次のよ うな原因により生じた 損害 ・被保険者の故意 ・被保険者の自動車の無資格運転などを使用して ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射の有害な特性 ・差押え、破壊等 ・消防・避難処置 ・携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損さない損害 ・偶然な外来の事 ・行品の電気的事 ・または機械的事 ・置き忘れまたは 故に直接起因しない携 故（いわゆるショート） 故（いわゆる故障） 紛失 など	たとえば、 ①次のような原因により生じた事故 ・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ②むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（注）のないもの （注）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 ③次のような原因による入院 ・妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病 ・歯科疾病 など

- （※１）「責任期間」とは、会員資格が有効である期間中に開始さ
- 住居に帰着するまでの間、かつ、日本国を出国する日の間）をいいます。（ただし、日本を出発した日から３か月後
- （※２）この保険でいう「感染症」とは『コレラ、ペスト、天然痘、性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コン
- 口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイ
- 鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性
- （※３）同様の保険が付帯されている他のクレジットカード（他社
- 合算されず、最も高い保険金額をお支払いの限度額として、
- ただし、法人カードとそれ以外のカードをお持ちの場合は、
- 額を限度として同様の計算を行い、法人カード、それ以外の
- （※４）日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から
- 海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保
- いできません。
- （※５）他の保険契約等（クレジットカード付帯海外旅行傷害保
- ら保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し

れた旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発したときから

前日の午前０時から日本国に入国した日の翌日午後１２時までの

の午後１２時までを限度とします。）

発疹（しん）チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急

ゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎

ス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性

脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症』をいいます。

カードを含みます。）をお持ちの場合、死亡・後遺障害保険金額は

各カードに付帯する保険金額に応じて保険金をお支払いします。

法人カード、それ以外のカードそれぞれにおいて、最も高い保険金

カード双方からお支払いいたします。

支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分、また、

険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は支払

険が付帯されたクレジットカードをお持ちの場合を含みます。）か

引かれることがあります。

■国内旅行傷害保険 補償の概要

補償項目	死亡・後遺障害		
保険金額	本 会 員 2,000 万円 家族会員 2,000 万円		
保険金をお支払いする場合	被保険者が日本国内において会員資格期間中で、かつ、下記の補償範囲に記載した間にそれぞれの補償の対象となる事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に ①死亡したとき ②後遺障害が生じたとき		
		公共交通乗用具搭乗中	宿泊火災 募集型企画旅行
	補償範囲	被保険者が、公共交通乗用具（※1）に搭乗する以前にその料金を<セルカ>カードにより支払い、乗客として搭乗している間	被保険者が<セルカ>カードにより募集型企画旅行（ただし宿泊を伴うもの）の料金を予め支払い、募集型企画旅行に参加している間
	補償の対象となる事故	搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故全般	滞在中の火災または破裂、爆発による事故
			旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故全般

お支払いする保険金	死亡の場合、死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（※2） *すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。 後遺障害の場合、後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の3%～100%を被保険者にお支払いします。（※2） *会員資格期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	たとえば、 ①次のような原因により生じたケガ ・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為 ・被保険者の自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心術喪失 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング・フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ②むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（※）のないもの （※）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 ③妊娠、出産、早産、流産または外科的手術 ④旅行開始前に発生していたケガ など

（※1）「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等を行います。

（※2）同様の保険が付帯されている他のクレジットカード（他社カードを含みます。）をお持ちの場合、死亡・後遺障害保険金額は合算されず、最も高い保険金額をお支払いの限度として、各カードに付帯する保険金額に応じて保険金をお支払いします。

■海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険

共通事項

1. 「急激かつ偶然な外来の事故」とは、下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

＜上記3項目に該当しない例＞

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、ケガに関する保険金支払の対象とはなりません。

2. すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額・日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払い（ケガの原因が病気のみ起因する場合はケガに関する保険金支払の対象とはなりません。）します。

3. 会員資格期間とは、カード会社にカード会員としてはじめて登録された日の翌日午前0時からの1年間をいいます。また、その期間満了日の翌日午前0時から1年間を会員資格更新後の会員資格期間とします（以降同様）。なお、更新停止またはカード退会をした場合はその日をもって期間終了の取扱いとなります。

4. 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程、交通手段、宿泊施設、旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（＝旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行）をいいます（詳しくは旅行代理店にご確認ください。）。(国内旅行傷害保険)

5. 記載された内容は、それぞれの保険の概要を説明したものです。実際の保険金のお支払いの可否は、引受保険会社の普通保険約款および特約の規定に基づいて判断されます。

2 海外アシスタンスサービス

海外旅行中に、ケガや病気などでお困りのときは、引受保険会社の「CERCAカード保険デスク」にご連絡ください。24時間・年中無休で各種サービスが日本語でご利用いただけます。

「CERCAカード保険デスク」のサービス内容

CERCAカード保険デスクでは、ご旅行中に病気やケガ、盗難などの様々なトラブルの場合に、専任スタッフが各種相談に日本語で応じます。お客様のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の業者を起用し、次のようなサービスを提供いたします。

- ・保険金の請求方法に関する各種相談
- ・最寄りの病院の案内・紹介
- ・キャッシュレス提携病院の案内・予約
- ・病院等医療機関への支払保証
- ・病人、ケガ人の移送の手配
- ・救護者の渡航手続、ホテルの手配
- ・ご遺体の日本への移送手配
- ・最寄りのクレームエージェンツの案内

「CERCAカード保険デスク」ご利用にあたっての注意事項

a. サービスをお断りする場合

この海外旅行傷害保険のお支払対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供することができません。サービスを提供することができない主な場合は次のとおりです。

- ・いわゆる「持病」「既往症」等、ご旅行出発前に発生している疾病
- ・妊娠、出産、早産または流産およびこれらに基づく疾病
- ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- ・自殺行為、闘争行為または犯罪行為によるケガ、死亡
- ・無資格運転（無免許運転）、酒気帯び運転によるケガ、死亡
- ・自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・携行品の欠陥、偶然な事故に起因しない故障または自然の消耗による損害
- ・携行品の紛失または置き忘れによる損害

（ご注意）携行品損害については品物一点あたり10万円（乗車券は合計5万円）限度および減価償却の適用ならびに1事故あたり3,000円の自己負担の適用があります。なお、現金、小切手、商品、商売道具などは保険の対象になりません。

b. 日本語サービスについて

「CERCAカード保険デスク」では日本語で各種相談にお答えしますが、海外においては現地の業者によりサービスを提供させていただきます。現地の係員、医師または看護師等は原則として、日本語を話せませんので予めご了承ください。

c. サービス適用除外地域について

アフガニスタン、イエメン、ソマリア、ルワンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、その他、戦争等の理由により安全性が確保できない地域ではサービスの提供はいたしかねます。

また、サービス適用地域であっても、山岳部、離島等、都市部から遠く離れた地域であるために通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがありますので予めご了承ください。

d. サービス開始までの所要時間について

受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信・交通機関の混み具合等によりサービスを開始するまでに相当の時間または日数を要す場合がありますので予めご了承ください。

e. 医療機関、交通機関等の国による違いについて

海外においては、文化、慣習または通信・交通の整備状況の違いから、日本と比較すると医療機関や交通機関の待ち時間が長くなる場合がありますので予めご了承ください。

f. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関自身の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては原則として引受保険会社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

g. お客様の自己負担について

治療費、移送費用等の実費がこの保険の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分はおお客様の自己負担となります。また、お客様のご要望によりサービスのご利用をいただいた後にこの海外旅行傷害保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はおお客様の自己負担となりますので予めご了承ください。

「CERCAカード保険デスク」 ＜24時間 年中無休＞

(81) - 3 - 3572 - 8667

●ご連絡の際は、交換手を通じコレクトコールでおかけください。

また、次の内容を必ずお伝えください。

- ①＜セルカ＞カード会員であること
- ②＜セルカ＞カード会員番号
- ③お客様のお名前

コレクトコールのかけ方

各国の国際電話局のオペレータを通して申し込んでいただきますが、オペレーターとの会話は現地語または英語で行う必要があります。

コレクトコールができない国がありますのでご注意ください。

ホテル滞在中に電話する場合には、まずホテルのオペレーターにその国の国際電話局につないでもらう必要があります（ホテル等のサービス料がかかることがあります、その費用はおお客様にご負担いただきます。）。この場合の英語による会話例は次のとおりです。

英 語	日本語
オペレーター オペレーター Operator, メイ アイ ヘルプ ユー May I help you?	交換です。 ご用件をどうぞ。
お 客 様 アイド ライク トウ メイ ク ア I'd like to make a コレクト コール トウ ジャパン collect call to Japan.	日本にコレクトコールをかけたいのですが。
オペレーター オール ライト All Right. ホールド オン プリーズ Hold on please.	わかりました。 そのまま、おまちください。

公衆電話等から直接国際コレクトコールをかける場合には、電話機の説明書き等を確認し、国際電話局に電話をかける必要があります。

国によっては公衆電話からのコレクトコールが利用できませんので、その場合には一般の電話を利用して申し込む必要があります。

国際電話局のオペレーターにつながった後は次の会話例を参考にしてコレクトコールを申し込んでください。

英 語	日本語
オペレーター オーバーシーズ オペレーター Overseas Operator. メイ アイ ヘルプ ユー May I help you?	国際電話局です。 ご用件をどうぞ。
お 客 様 アイド ライク トウ メイ ク ア I'd like to make a コレクト コール トウ ジャパン collect call to Japan.	日本にコレクトコールをかけたいのですが。

英 語

日本語

オペレーター ホワット ナン バー アー ユー コーリング What number are you calling?	何番をお呼びですか？
お 客 様 アイム コーリング トウキョウ I'm calling Tokyo スリー スリー ファイブ セブン 3 - 3572 - エイト シックス スクエア セブン 8667	東京 3 - 3572 - 8667
オペレーター ア コレ ク ト コール トウ ジャパン A collect call to Japan, ジ エイ リア コード スリー アンド ザ the area code 3 and the ナン バー イス スリー ファイブ セブン number is 3572 - エイト シックス スクエア セブン 8667 フー ヲ ヴェ ユー ライク トウ トーク トウ Who would you like to talk to?	日本へのコレクトコール 市外局番 3、電話番号 3572 - 8667 ですね。 どなたと話したいですか？
お 客 様 エニワン イス オー ケイ Anyone is O. K.	だれでも構いません。
オペレーター メイ アイ ハブ ユア ネーム May I have your name アンド and フォウン ナン バー phone number?	あなたの名前と 電話番号をどうぞ。
お 客 様 アイム コーリング フロム プラザ I'm calling from Plaza ホテル Hotel. ザ ナン バー イス ファイブ ファイブ The number is 5252 - セブン セブン 7782 ルーム ナン バー イス セブン セブン Room number is 777 - マイネーム イス ヤ マ ダ My name is Yamada.	プラザホテルからかけています。 番号は 5252 - 7782 です。 部屋番号は 777 です。 私の名前は山田です。
オペレーター ファイブ ファイブ 5252 - 7782 サン キュー Thank you. ウィル ユー ハン ガップ プリーズ Will you hang up please. アイル コール ユー バック イン ナフュー I'll call you back in a few ミニ ユツ minutes.	5252 - 7782 ですね。 お切りになってお待ちください。 2、3 分したらこちらから電話します。
オペレーター ディス イズ ジ オーバーシーズ This is the overseas オペレーター operator. ウィル ユー Will you hold the line リーズ please.	こちらは国際電話局です。 そのまま、おまちください。
お 客 様 オール ライト All right. Thank you.	わかりました。ありがとうございます。

3 お買物安心保険（動産総合保険） のあらまし

対象会員：VISA・<セルカ>カード（以下総称して<セルカ>カードという。）会員

1 概要

<セルカ>カードのクレジットカード決済によりお買い上げいただいた商品についての破損・盗難などによる損害をお買い上げ日から90日間<セルカ>カード会員の皆様だけの特典として自動的に補償します。

2 補償を受けられる方

<セルカ>カード会員・家族会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方となりますが、保険金を請求することができるのは<セルカ>カード会員の方に限ります。

3 補償期間

<セルカ>カード会員である期間。（特別な通知がない限り、毎年自動継続となります。）

4 補償内容

<セルカ>カード会員が、<セルカ>カードのクレジットカード決済により、補償期間内に購入された商品が購入日（配送等による場合には商品の到着日）より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に補償いたします。

5 補償限度額・補償の対象となる利用範囲

<セルカ>カード会員1名様につき期間中の補償限度額および自己負担額などは次のとおりです。

補 償 限 度 額	100 万円
自 己 負 担 額	3,000 円
補 償 期 間	購入日より 90 日間
補償の対象となる利用範囲	国内利用・海外利用

- (注) 1. 補 償 限 度 額：<セルカ>カード会員1名様につき1年間の補償金支払いの限度額となります。
2. 自 己 負 担 額：1事故につき3,000円が自己負担額となります。（※）
3. 補 償 期 間：商品の購入日から90日間が補償対象期間となります。
4. 対象となる利用範囲：国内利用とは日本国内にある加盟店でのご利用をいい、海外利用とは海外にある加盟店でのご利用をいいます。

（※）全損または火災もしくは破裂・爆発によって保険の対象について損害が生じた場合は、自己負担額を適用しません。

6 補償金額

<セルカ>カードご利用控に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から自己負担額を控除した金額を補償します。ただし、<セルカ>カード会員1名様につき前記補償限度額をその限度とします。

*実際の保険金のお支払いに際しては調査の上、保険約款に基づきお支払いします。

7 補償の対象となる商品

<セルカ>カードのクレジットカード決済により、補償期間内に購入された商品が対象となります。ただし、次の商品は除きます。

- ①船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、その他これらに類するものおよびこれらの付属品
 - ②義歯、義肢、コンタクトレンズおよびこれらに類するもの
 - ③動物および植物
 - ④稿本、設計図、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ⑤現金、手形、小切手、その他の有価証券、プリペイドカード、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券等をいいます。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
 - ⑥食料品
 - ⑦自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品
 - ⑧<セルカ>カード会員が従事する職務上の商品になるもの
- 注①…ギフトカードで購入した商品は対象となりません。
- 注②…修理をされた場合の送料は対象となりません。

8 補償の対象とならない主な損害

- ①<セルカ>カード会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害
 - ②補償の対象となる商品の自然の消耗、性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
 - ③補償の対象となる商品の“欠陥”に起因する損害
 - ④戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
 - ⑤国または公権力の行使に起因する損害
 - ⑥核燃料物質に起因する損害
 - ⑦紛失または置き忘れに起因する損害
 - ⑧水災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ⑨詐欺または横領に起因する損害
 - ⑩故障による損害
 - ⑪商品の誤った使用に起因する損害
 - ⑫商品の配送中に生じた損害
 - ⑬サイバー攻撃の結果として生じた損害（※）。ただし、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- （※）個人所有の生活用動産に対しては、適用されません。
など

4 保険金のご請求について

(1) 国内旅行傷害保険

- ①すみやかに、カード発行会社または引受保険会社へご連絡ください。
- ②必要書類は、ご連絡の際ご案内いたします。

(2) 海外旅行傷害保険

- ①現地で「CERCAカード保険デスク」を通じ、医療サービスを受けられた場合、事故の通知は不要です。手続きの詳細は「CERCAカード保険デスク」にてご案内いたします。
- ②帰国後に保険金請求をする場合
(携行品損害や、直接治療費用を負担した場合等)
下記に記載の必要書類を、カード発行会社、または引受保険会社へご帰国後すみやかにご提出ください。

帰国後用意いただく書類	戸籍謄本 (委任状) 注) 場合による								○
	除籍謄本								○

○印→提出が必ず必要な書類です。

△印→場合により提出が必要な書類です。

※太枠で囲まれた書類は、現地で保険金をご請求になる場合に必要書類です。

※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

海外旅行傷害保険の保険金請求に必要な書類

	保険金種類 必要書類	治療費用		賠償責任		携行品損害	救済者費用	後遺障害(傷害)	死亡(傷害)
		傷害	疾病	対人	対物				
現地にて用意いただく書類	保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
	医師の診断書	○	○	△			△	○	
	治療費の明細書、領収書	○	○	△					
	公的機関の事故証明書	○		○	○	○	△	○	○
	<セルカ>カードの写し	○	○	○	○	○	○	○	○
	損害物の写真および修理見積書等				○	○			
	第三者の損害を証明する書類および示談書			○	○				
	諸費用の明細書、領収書等	△	△				○		
	死亡または入院を証明する書類			△			△		○
	死亡診断書または死体検案書			△			△		○

(3) お買物安心保険（動産総合保険）

- ①補償の対象となる損害が発生したら、すぐにお買物安心保険デスク（共栄火災）までお電話にてご連絡ください。
- ②後日、保険金請求書を送付しますので下記に記載の「保険金請求に必要な書類」を添付のうえご提出ください。

保険金請求に必要な書類

請求される 補償金 種類 必要書類	破損 事故 補償金	盗難 事故 補償金	火災・ その他の 事故 補償金	備 考
保険金請求書	○	○	○	
事故証明書		○	○	盗難…盗難届出 証明書 火災…罹災証明 書など
修理費見積書ま たは領収書	○		○	修理不能な場合 でも「修理不能 を証明する書類」 をご提出ください。
売上票（お客様 控）	○	○	○	
損害品の購入額 申告書	○	○	○	保険金請求書の中 に添付してあります。
損害状況写真	○		○	
<セルカ>カード の写し	○	○	○	

※全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。

※上記書類は原本を提出してください。（コピーは認められません。）

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

※配送後の商品の損害については原則として受領証（商品の到着日を確認）が必要となります。

※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

— MEMO —